

## 大阪社会保障推進協議会との協議等議事概要

西淀川区役所 政策共創課

1 日 時 令和 7 年 2 月 27 日（木曜日） 午前 10 時 00 分～正午

2 場 所 西淀川区役所 5 階 大会議室 3・4

3 団 体 名 大阪社会保障推進協議会

4 協議等の趣旨

5 出 席 者 （団体）

西淀川区担当事務局長 外 21 名

（本市）

西淀川区役所 12 名（内事務局 3 名）

6 議 事

（1）健康診査について

### 【団体要望概要】

- ・大阪市の特定健診の受診率は約 27%となっている。市内では西淀川区は高水準の部類に入っているものの、2030 年度までの目標値として 30%は低い。
- ・がん検診の検診率が 5～6 %で、9 割 5 分の方が未受診である。生活保護受給者に至っては区内 3,000 人中 27 人しか受診しておらず、1 %未満である。
- ・特定健診の申請手順が複雑である。また、とりわけ、高齢者が区役所へ来所することに苦慮されていることも受診率が上がらない原因となっている。
- ・健診受診率が 100%になれば、国保料が下がることに繋がる。後期高齢者や市民税非課税者への積極的な広報により受診率を上げてもらいたい。

### 【本市説明概要】

- ・特定健診受診率について、2030 年度までの目標値 30%は、現状を踏まえた妥当な数値であると認識している。

- ・おおさか健活マイレージ「アスマイル」の市独自ポイントによる具体的な効果について、当区では把握していないものの、千円相当のポイントが付与されることで受診する契機となっていると考える。

## （２）国民健康保険について

### 【団体要望概要】

- ・保険料の滞納世帯について、被保険者証が通常発行される場合と、短期証となる場合がある。滞納者に対する発行基準があるなら教示されたい。

・区内の国保加入世帯のうち約 7 分の 1 が滞納のある世帯である。そもそも保険料が高すぎるうえ、延滞金が約 9%発生するから、益々納付が滞ってしまうという制度的な矛盾がある。

・子どもには何ら責任はないのに、親の対応によって子どもに対して、短期証が発行されている実態があった。とりわけ、資格証は窓口負担が 10 割となり実質的に無保険状態である。国民健康保険は社会保障であって、ゼロとなるよう努めてほしい。

### 【本市説明概要】

・保険料を長期間滞納し、なおかつ正当な理由なく納付がないとなれば通常証から移行となる。正当な理由がないとは、財産があるのに納付しない、納付や来庁の約束を守らない、分納などプロセスを踏んでも納付がない場合。他の場合でもそうだが、個別具体の事情があり、丁寧な聴き取りを行っている。好んで証切替えや滞納処分をしているものではない。

・国民健康保険の構造的な問題点は厚生労働省自身が認めているところである。皆さんでリスク分担をして保険料を払う仕組みである以上は、受益者負担の部分である保険料はお支払いいただく。難しい場合はまず納付相談をお願いしたい。減免制度もあるのでそれぞれの事情に応じた可能な限りの相談に乗らせていただく。

・実質的な無保険状態を作り出してはいけない、というご意見については、福祉局とも共有させていただく。

### (3) 介護保険制度について

#### 【団体要望概要】

- ・区内居住者の介護保険料減免者数を示されたい。
- ・ターミナルケア（終末期医療）の方についても、要支援１～２の判定となる場合があり、介護サービスが受けられない実態がある。せめて、ターミナルとなれば、要介護となるよう働きかけてほしい。
- ・順法精神に則り、30日以内に介護認定を通知してほしい。郵便事情の影響もあるだろうが、申請から認定までに40～50日かかる場合があるのは、認定業務を一局集中しているがため目詰まりを起こしているのであれば、これは仕組みの問題といえる。本来の区ごとの審査体制に戻すよう本庁に申し入れてはいかがか。

#### 【本市説明概要】

- ・区内の介護保険料減免者は、令和6年6月現在、所得減免が112人、生活困窮減免が128人、災害減免が3人である。
- ・介護認定に恣意的な働きかけを行うことはできないが、一般論ではあるが、ターミナルの方で要支援１～２は厳しいかと考える。
- ・認定までの期間短縮については、現状が少しでも改善できるよう取り組んでいきたい。

### (4) 生活保護について

#### 【団体要望概要】

- ・ケースワーカーの勤務体制はどのような状況か。
- ・保護費を受給してから1週間から10日程度で枯渇してしまうような金銭管理ができない方への支援の状況はいかがか。

- ・生活保護基準や受給できる権利があることをどのように周知しているのか。
- ・医療扶助について、どこの医療機関に受診するかどのように指導されているか。
- ・また、世の中の「最低限度」の考え方の進歩に合わせて、セカンドオピニオンについては認めているか。

#### 【本市説明概要】

- ・ここ1～2年横ばいで、区内約2,600世帯を有資格者19名の体制で対応している。
- ・住宅扶助は代理納付を行っているが、それ以外は、「あんしんサポート」に頼らざるを得ない状況。しかしながら、浪費癖を解消させるのには本制度では困難である。なお、居宅生活困難者には施設入所を勧奨している。
- ・ホームページにも掲載されているが、相談に来られた際には丁寧に説明し生活保護の受給申請はいつでも可能である旨はお伝えしている。
- ・生活保護の指定医療機関であることを前提として、区内医療機関であれば大体のところ認めているところ。ただし、区外や市外で交通費がかかる場合、手術歴の有無やかかりつけ医の紹介状があることなど正当な理由があれば認める場合がある。
- ・現行制度上、医療扶助としては、受給者からの不満があっても、同一傷病で二か所以上の診療は基本的に認めていない。セカンドオピニオンについては確認する。

#### (5) 防災対策の強化について

#### 【団体要望概要】

- ・今後、発災時に備えた医療機関との連携はどうすべきか悩んでいる。
- ・地域住民や大規模施設入居者の個人情報の取り扱いについて悩んでいる。
- ・高齢者や障がい者など重度要支援者へは区役所としてどのように対応されているのか。
- ・防災スピーカーについて「聞こえづらい」という意見があがっている。

- ・能登半島へ派遣された職員の講話を依頼したいが、どのような決まりがあり、今後の展開はいかがであるか。
- ・地震発生時は5～10分で津波が到来するとも言われているが、職員の集合体制はいかがか。
- ・480床の施設 大規模 精神障がい者に対する支援

#### 【本市説明概要】

- ・区内の医療機関や、医師会・歯科医師会、薬剤師会などの医療関係者と、区役所をはじめとする防災関係者との協議や会議において、情報共有・情報交換を行っている。区役所と地域との連携・連絡体制などの確認をしながら、様々な課題解決にむけ、今後も進めていきたい。
- ・個人情報の取り扱いについては、あくまでも本人やご家族の承諾を前提としてではあるが、高齢者や障がい者といった要支援者については、個別避難計画を作成し、必要に応じて、連合町会長や包括支援センターとも連携している。
- ・危機管理室によると、大阪防災アプリやX（SNS）にも情報を流しているので活用いただけたらとのことである。高性能スピーカーへの更新も行っているが、現状ではこれが最大であると聞いている。
- ・能登半島へ派遣された防災担当職員の講話については、最初の頃は週1～2回以上、少なくとも月3回程度、各地域や小中学校、企業などへも出向いて、経験談や避難所において必要なものなどをお伝えしてきた。
- ・南海トラフをはじめ様々な災害に備え、防災担当課長会など関係各所と連携し、対策を考えているところだが、職員の参集体制としては、区役所職員や他所属の区内居住職員合わせて30名が1時間以内に参集できる体制をとっている。